

告 示

埼玉県告示第千三百十七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（空中写真撮影）

二 作業地域

熊谷市、行田市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、寄居町

三 作業期間

令和五年一月十七日から令和五年三月三十一日まで